



中四国ブロックにおける審査上の取扱い (ブロック取決) のご案内

令和6年4月10日

中四国ブロック^(※)の審査委員会における審査上の取扱い(ブロック取決)について、以下のとおりお知らせします。

なお、本ご案内は、審査に関する透明性の向上を図るため、中四国ブロック内審査委員会の現時点での取決をお知らせするものであり、今後、変更等が生じた場合は、速やかにお知らせします。

おって、当該取決については、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、当該取決に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことを申し添えます。

(※) 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

【中四国ブロック取決事項】

医 科

No.	取扱い	根拠	備考
1	腰部脊柱管狭窄症に対して症状詳記のない K142脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術「6椎弓形成」の算定について	腰部脊柱管狭窄症に対する基本的術式は、椎弓切除術であるが、症状詳記等から形成術の必要性及び除圧後に脊柱後方要素の再建等の術式が確認された場合に限り、K142脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術「6椎弓形成」の算定が原則、認められる。	適用年月日 令和6年7月1日 令和7年8月29日に「審査の一般的な取扱い(医科)」として公表

本件に関する問合せ先

中四国審査事務センター

外科・混合審査室 外科審査課(TEL:082-576-8388)